

一次募集学力検査以外の検査

令和8年度滋賀県立高等学校一次募集学力検査以外の検査についての受検者に対する注意事項

1 受検会場（出願先高等学校）への集合時刻について

- (1)受検者は、「一般注意」の開始時刻（9:00）の20分前には、受検会場に集合するようにしてください。ただし、出願先高等学校から指示があるときは、それに従ってください。
- (2)受検当日は、交通事情などを考慮して、ゆとりをもって受検会場に集合できるように心がけるとともに、特に交通事故などにあわないよう気をつけてください。
- (3)受検会場へ行く途中に、万一、事故や電車の乗り違いなどがあったときは、在籍の中学校等へ連絡し、中学校等から出願先高等学校へ連絡してください。
- (4)公共交通機関の遅れ等により、検査当日の日程を変更する場合は、県教育委員会ウェブページに掲載するとともに、Web出願システムのお知らせ機能によりメールを送付します。

2 受検について

- (1)受検者は、面接、作文、小論文、プレゼンテーションまたは実技検査のうち、出願先高等学校が課すものについて、全てを受検してください。
- (2)控室では、定められた場所で待ってください。
- (3)検査場には、受検票、鉛筆、消しゴム、下敷き（無地のもの）および出願先高等学校から特に指示されたものを持参し、その他計算機能や翻訳機能等のある文具等は一切持ち込めません。
- (4)検査場には、原則として時計がないので、時計の持ち込みは許可しますが、アラーム装置の使用は禁止します。また、通信機能、計算機能、翻訳機能等のある時計は持ち込めません。
- (5)検査場には、携帯電話等の通信機能のある装置は一切持ち込めません。
- (6)受検者は、係員（監督者）の指示に従い、合図によって解答や実技を開始、または終了するようしてください。
- (7)受検中は、係員（監督者）の指示に従って、静かに行動してください。
- (8)受検中に、身体に異常を感じたり、トイレに行きたくなったときは、手をあげて係員（監督者）にそのことを申し出て、指示に従ってください。
- (9)受検中に許可なく筆記用具その他の物品を貸し借りしてはいけません。
- (10)作文や小論文については、検査開始後、検査時間の半分が経過したときに係員（監督者）がそのことを知らせます。
- (11)検査開始後、検査時間の半分以上遅刻した場合は、原則として受検することができません。ただし、やむを得ない理由がある場合、自分で判断せず、必ず係員（監督者）にその理由を告げ、指示に従ってください。
- (12)問題用紙等、配付された用紙は全て提出してください。持ち帰ってはいけません。

3 受検票について

- (1)受検票は、Web出願システムから印刷し、不要な箇所を切り取った状態のものを持参してください。
- (2)受検票を忘れたり、紛失したときは、出願先高等学校に申し出て、その指示に従ってください。
- (3)受検票は、二つ折りにしたり、汚したりしないように注意し、受検中は必ず所持してください。
- (4)受検票は、入学許可予定者の発表があるまでは大切に保管してください。

4 問題用紙・解答用紙等の確認および記入する事項について

(1)種別、枚数の確認

配付された問題用紙・解答用紙等の種別、枚数をまず確認し、過不足のある場合は、直ちに係員（監督者）に申し出てください。

(2)受検番号の記入

問題用紙・解答用紙等には、それぞれ受検番号欄がありますので、必ず自分の受検票に書かれている受検番号を算用数字で記入してください。なお、氏名は書かないでください。

(3)解答について

解答は、全て解答用紙の指定場所に記入してください。考え方については、問題ごとの指示に従ってください。

5 その他

(1)上記1～4のほか、出願先高等学校から特別に指示があるときは、それに従ってください。

(2)検査場は、受検当日に各高等学校で案内しますので、前日などに出願先高等学校を訪れ、下見をすることはできません。

(3)入学許可予定者の発表はWeb出願システムのみで、各高等学校での掲示やウェブページへの掲載はありません。また、電話による問合せをしないでください。

(4)出願者数や受検者数を適宜県教育委員会ウェブページへ掲載します。掲載日時は、既にウェブページに掲載しているものを確認してください。

学力検査

令和8年度滋賀県立高等学校一般型選抜(学力検査)実施についての受検者に対する注意事項

1 受検会場（出願先高等学校）への集合時刻について

- (1)受検者は、「一般注意」の開始時刻（9:00）の20分前には、受検会場に集合するようにしてください。ただし、出願先高等学校から指示があるときは、それに従ってください。
- (2)受検当日は、交通事情などを考慮して、ゆとりをもって受検会場に集合できるように心がけるとともに、特に交通事故などにあわないよう気をつけてください。
- (3)受検会場へ行く途中に、万一、事故や電車の乗り違いなどがあったときは、在籍の中学校等へ連絡し、中学校等から出願先高等学校へ連絡してください。
- (4)公共交通機関の遅れ等により、検査当日の日程を変更する場合は、県教育委員会ウェブページに掲載するとともに、Web出願システムのお知らせ機能によりメールを送付します。

2 受検について

- (1)受検者は、学力検査5教科の全てを受検してください。
なお、面接、作文または実技検査のいずれかが実施される学校・学科の受検者は、当該学科を第2志望とする者も含めて出願先高等学校の指示に従い、必ず、面接、作文または実技検査を受けてください。
- (2)検査場には、受検票、鉛筆、消しゴム、定規（角度の目盛のないもの）、コンパス、下敷き（無地のもの）および出願先高等学校から特に指示されたものを持参し、その他計算機能や翻訳機能等のある文具等は一切持ち込めません。
- (3)検査場には、原則として時計がないので、時計の持ち込みは許可しますが、アラーム装置の使用は禁止します。また、通信機能、計算機能、翻訳機能等のある時計は持ち込めません。
- (4)検査場には、携帯電話等の通信機能のある装置は一切持ち込めません。
- (5)受検中は、定められた自分の席に着き、他の人に迷惑をかけたりすることのないよう、厳正な態度で臨んでください。
- (6)受検者は、係員（監督者）の指示に従い、合図によって解答や実技を開始、または終了するようにしてください。
- (7)受検中は、係員（監督者）の指示に従って静かに行動してください。
- (8)受検中に、身体に異常を感じたり、トイレに行きたくなったときは、手をあげて係員（監督者）にそのことを申し出て、指示に従ってください。
- (9)受検中に許可なく筆記用具その他の物品を貸し借りしてはいけません。
- (10)学力検査5教科の検査時間はそれぞれ50分間です。検査開始後25分が経過したときに係員（監督者）がそのことを知らせます。
- (11)検査場に入場した後は、係員（監督者）の許可なく退場してはいけません。ただし、各时限とも、検査開始後25分以上経過した場合は、係員（監督者）の許可を得て退場することができます。
退場するときは、係員（監督者）の指示に従って解答用紙を折らずに裏返して机の上に置き、その上に問題用紙を表紙を上にして置いて退場してください。また、他の受検者の迷惑にならないように行動してください。
- (12)各时限とも、検査開始後25分以上遅刻した場合は、原則として受検することができません。ただし、やむを得ない理由がある場合、自分で判断せず、必ず係員（監督者）にその理由を告げ、指示に従ってください。
- (13)問題用紙等、配付された用紙は全て提出してください。持ち帰ってはいけません。

3 受検票について

- (1)受検票は、Web出願システムから印刷し、不要な箇所を切り取った状態のものを持参してください。
- (2)受検票を忘れたり、紛失したときは、出願先高等学校に申し出て、その指示に従ってください。
- (3)受検票は二つ折りにしたり、汚したりしないでください。
- (4)受検票は、検査中必ず各自の机の上に置き、係員（監督者）が見えるようにしておいてください。
- (5)受検票は、入学許可予定者の発表があるまでは大切に保管してください。

4 問題用紙・解答用紙の確認および記入する事項について

(1)種別、枚数の確認

配付された問題用紙・解答用紙の種別、枚数をまず確認し、過不足のある場合は、直ちに係員（監督者）に申し出てください。

(2)受検番号の記入

問題用紙・解答用紙には、それぞれ受検番号欄がありますので、必ず自分の受検票に書かれている受検番号を算用数字で記入してください。なお、氏名は書かないでください。

(3)解答について

ア 各教科の問題用紙には、解答上の「注意」が書いてありますので、必ずよく読んでから解答してください。

イ 解答は、全て解答用紙の指定の場所に記入してください。（示された場所以外に記入したものは無効とします。ただし、下書き等のために、問題用紙を利用してもかまいません。）

ウ 答え方については、教科あるいは問題ごとに明示してありますので、それに従ってください。

エ 解答用紙への記入は以下のことに気をつけてください。

・文字や記号は、誤解されることのないようにはっきりと書いてください。

・漢字や仮名を使って解答するときは、漢字はかい書、仮名は現代仮名遣いで書いてください。

・意味が二通り以上にとれる解答や、一つ解答する箇所に二つ以上の解答を記入することなどはしないでください。

・記号や番号等で書き入れなければならない場合は、語句を書いたり、それ以外の方法で書いたりしないでください。

・解答には「？」など、不要なものをつけ加えないでください。

・一度書いたものを訂正する場合には、はじめの解答を確実に消したあとに、新たな解答を記入してください。

5 その他

- (1)受検当日は、昼食を持参してください。（昼食時間は45分間です）
- (2)上記1～4のほか、各出願先高等学校から特別に指示があるときは、それに従ってください。
- (3)検査場は、受検当日に各高等学校で案内しますので、前日などに出願先高等学校を訪れ、下見をすることはできません。
- (4)入学許可予定者の発表はWeb出願システムのみで、各高等学校での掲示やウェブページへの掲載はありません。また、電話による問合せをしないでください。
- (5)出願者数や受検者数を適宜県教育委員会ウェブページへ掲載します。掲載日時は、既にウェブページに掲載しているものを確認してください。

二次募集

令和8年度滋賀県立高等学校二次募集実施についての受検者に対する注意事項

1 受検会場（出願先高等学校）への集合時刻について

- (1)受検者は、「一般注意」の開始時刻（9:00）の20分前には、受検会場に集合するようにしてください。ただし、出願先高等学校から指示があるときは、それに従ってください。
また、夜間定時制の課程においては、開始時刻が14:00になっていますので、留意してください。
- (2)受検当日は、交通事情などを考慮して、ゆとりをもって受検会場に集合できるように心がけるとともに、特に交通事故などにあわないよう気をつけてください。
- (3)受検会場へ行く途中に、万一、事故や電車の乗り違いなどがあったときは、在籍の中学校等へ連絡し、中学校等から出願先高等学校へ連絡してください。
- (4)公共交通機関の遅れ等により、検査当日の日程を変更する場合は、県教育委員会ウェブページに掲載するとともに、Web出願システムのお知らせ機能によりメールを送付します。

2 受検について

- (1)受検者は、一次募集を受検し不合格となった者のうち、出願した者に限ります。受検者は、出願先高等学校の指示に従い、面接、作文の両方とも受けてください。また、実技検査が実施される場合は実技検査を含めた全てを受けてください。
- (2)検査場には、受検票、鉛筆、消しゴム、下敷き（無地のもの）および出願先高等学校から特に指示されたものを持参し、その他計算機能や翻訳機能等のある文具等は一切持ち込めません。
- (3)検査場には、原則として時計がないので、時計の持ち込みは許可しますが、アラーム装置の使用は禁止します。また、通信機能、計算機能、翻訳機能等のある時計は持ち込めません。
- (4)検査場には、携帯電話等の通信機能のある装置は一切持ち込めません。
- (5)受検者は、係員（監督者）の指示に従い、合図によって解答や実技を開始、または終了するようしてください。
- (6)受検中は、係員（監督者）の指示に従って静かに行動してください。
- (7)受検中に、身体に異常を感じたり、トイレに行きたくなったときは、手をあげて係員（監督者）にそのことを申し出て、指示に従ってください。
- (8)受検中に許可なく筆記用具その他の物品を貸し借りしてはいけません。
- (9)作文については、検査開始後、検査時間の半分が経過したときに係員（監督者）がそのことを知らせます。
- (10)検査開始後、検査時間の半分以上遅刻した場合は、原則として受検することができません。ただし、やむを得ない理由がある場合、自分で判断せず、必ず係員（監督者）にその理由を告げ、指示に従ってください。
- (11)問題用紙等、配付された用紙は全て提出してください。持ち帰ってはいけません。

3 受検票について

- (1)受検票は、Web出願システムから印刷し、不要な箇所を切り取った状態のものを持参してください。
- (2)受検票を忘れたり、紛失したときは、出願先高等学校に申し出て、その指示に従ってください。
- (3)受検票は、二つ折りにしたり、汚したりしないように注意し、受検中は必ず所持してください。
- (4)受検票は、入学許可予定者の発表があるまでは大切に保管してください。

4 問題用紙・解答用紙等の確認および記入する事項について

(1)種別、枚数の確認

配付された問題用紙・解答用紙等の種別、枚数をまず確認し、過不足のある場合は、直ちに係員（監督者）に申し出てください。

(2)受検番号の記入

問題用紙・解答用紙等には、それぞれ受検番号欄がありますので、必ず自分の受検票に書かれている受検番号を算用数字で記入してください。なお、氏名は書かないでください。

(3)解答について

解答は、全て解答用紙の指定場所に記入してください。考え方については、問題ごとの指示に従ってください。

5 その他

- (1)上記1～4のほか、出願先高等学校から特別に指示があるときは、それに従ってください。
- (2)検査場は、受検当日に各高等学校で案内しますので、前日などに出願先高等学校を訪れ、下見をすることはできません。
- (3)入学許可予定者の発表はWeb出願システムのみで、各高等学校での掲示やウェブページへの掲載はありません。また、電話による問合せをしないでください。
- (4)出願者数や受検者数を適宜県教育委員会ウェブページへ掲載します。掲載日時は、既にウェブページに掲載しているものを確認してください。